



## (9) 注意喚起法定外標識の設置

### a) 整備方針

- 自転車の事故を低減するため、危険箇所付近において、対象者（自動車、自転車）の注意喚起を目的とした、注意喚起法定外標識を設置する。表示の意味を理解しやすくするため、文字のみではなく、ピクトグラムも活用する。なお、対象者や危険事象及び設置箇所の状況を踏まえ、ピクトグラムや文字の大きさ、表示内容を選定した上で設置する。

### b) 設置位置

- 注意喚起法定外標識は、サイクリングコース上で走行時の危険が想定される以下の位置に設置する。
  - トンネルの手前
  - 路肩や自転車歩行者道が途切れる箇所
  - 路肩の幅員が急に縮小する箇所
  - サイクリングコース上で無信号交差点を横断しなければならない箇所

表- 4.2 注意喚起法定外標識設置箇所

注意喚起法定外標識の設置箇所	設置箇所イメージ
トンネルの手前	
路肩や自転車歩行者道が途切れる箇所	
路肩の幅員が急に縮小する箇所	
サイクリングコース上で無信号交差点を横断しなければならない箇所	



c) 仕様

ア) 使用する色

- 当該地域は、富士箱根伊豆国立公園内に位置しているため、自然公園法や山梨県及び関係市町村の景観条例を遵守しなければならない。よって、注意喚起法定外標識については対車両用として反射シート(広角プリズム型等)の使用を基本とするが、当該地域の法定外標識で採用されている濃い茶色に配慮し、地色にはこげ茶系のものを選定する。標識柱・標識板裏については山梨県 土木工事設計マニュアル道路編 I に基づき、ダークブラウン(こげ茶色)を基本色 [10YR2/1 程度] とする。
- 注意喚起法定外標識を遠くから目立つようにするため、ピクトグラム等標識の一部については法定内注意喚起標識で使用される黄色を使用する。

■ 当地域の既存の法定外標識

法定外標識	
市町村名	
観光スポットの案内看板	
案内柱	
案内図	

■ 使用する色 (参考)

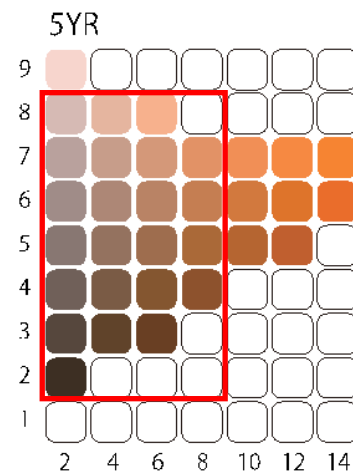


図- 4.14 使用する色



<参考>色相、明度、彩度について

色相・明度・彩度

色は、色相、明度、彩度の三つの属性の組み合わせで表現することができます。この組み合わせは、マンセル表色系という方法で、表現することができます。

色相

色見の違いを示します。赤、黄、緑、青、紫の五色が連続して色相の輪をつくります。

マンセルでは、この五色の中間に、黄赤、黄緑、青緑、青紫、赤紫を加えた10色相で、色相を表します。

明度

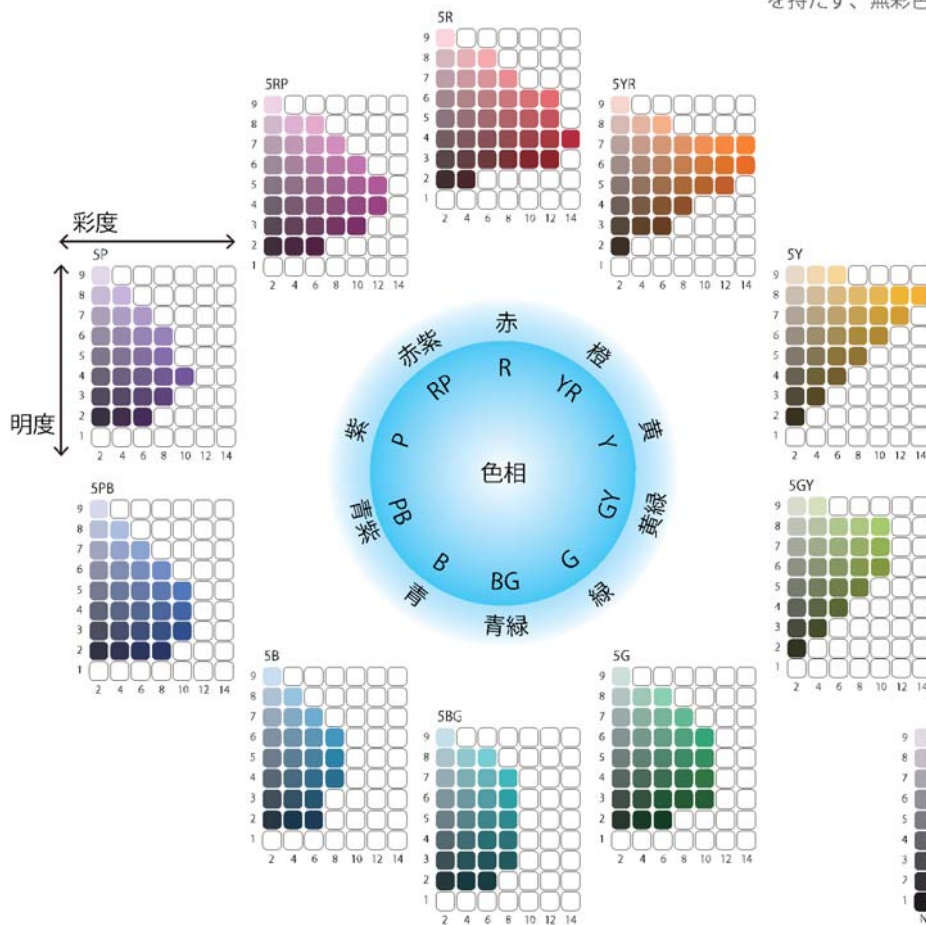
色のもつ明るさを示します。明るい色は明度が高い、暗い色は明度が低いと表現します。

マンセルでは、理論上の黒を0、理論上の白を10として、その間で明度を表します。

彩度

色の鮮やかさを指し、色見がどのくらい強く含まれているかを示します。色見が強い鮮やかな色は、彩度が高い、色見が弱くすんだ色は、彩度が低いと表現します。

白・灰・黒は、この彩度の性質を持たず、無彩色と呼ばれます。



【出典：山梨県 「屋外広告物ガイドライン」】

図- 4.15 色相、明度、彩度について



イ) サイズ

① 対自転車用

- 対自転車用の注意喚起法定外標識は、歩道の路上施設帯の幅(50cm)の中に納まるように、照明柱等のポール程度の横幅15cmとする。

② 対自動車用

- ドライバーが視認できる文字のサイズ(文字高20cm)を基に、ピクトグラム、文字等が収まるようなサイズとする。

ウ) デザイン

① 対自転車用

- 上記の色及びサイズの条件に基づき、対自転車用の注意喚起法定外標識のデザインを下図に示す。
- 外国人観光客にも分かるよう、危険な状況を表すピクトグラムを表記する。
- 「自転車」と「自動車」の漢字表記が類似するため、「自動車」を「クルマ」と表記する。

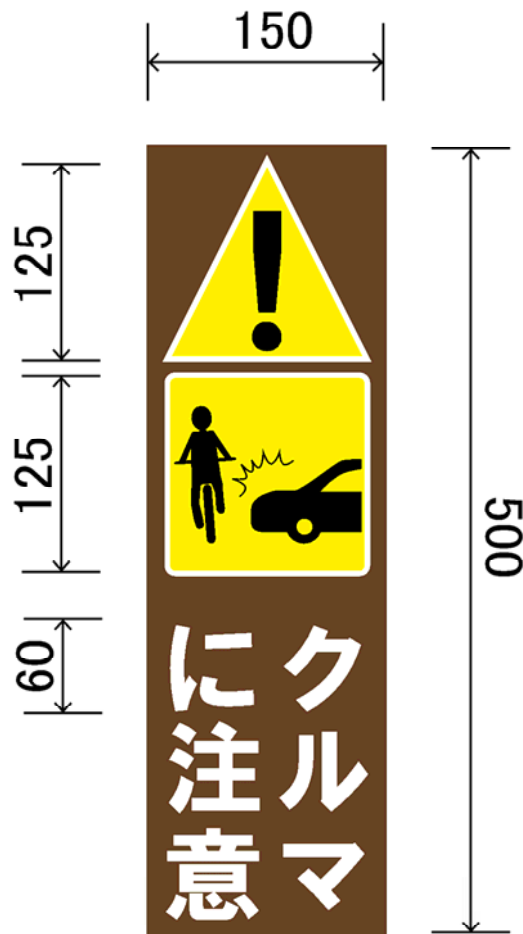


図- 4.16 自転車用の注意喚起法定外標識



② 対自動車用

- 対自動車の注意喚起法定外標識は、サイクリングコースに該当する路線を走行する自動車に対し、自転車との錯綜が想定される危険状況に応じたピクトグラムを設計する。設置する際に、各シチュエーションを踏まえ、ピクトグラムを選定するものとする。



図- 4.17 自動車用の注意喚起法定外標識



d) 設置方法

ア) 横断危険箇所

- 横断危険箇所では、横断しようとする自転車に対し 1 基、交差方向の自動車に対し上下線別に各 1 基、計 3 基の設置を基準とする。

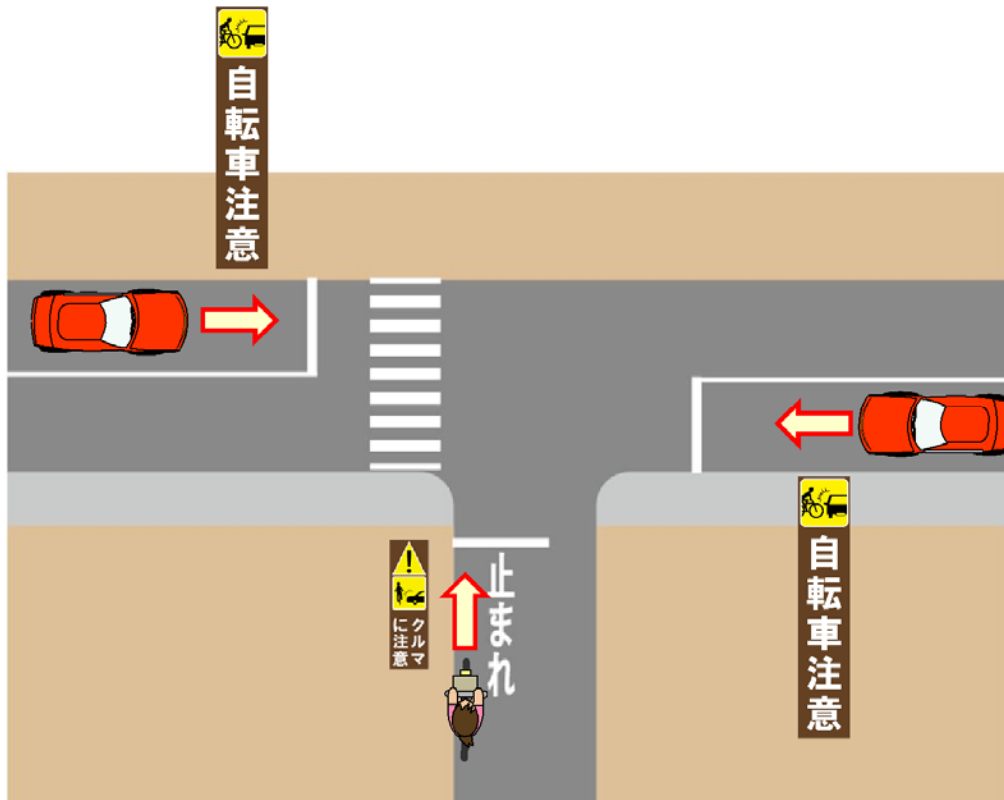


図- 4.18 横断危険箇所の設置イメージ

イ) 危険なシチュエーションが発生する単路部

- 危険なシチュエーションが発生する単路部では、自転車の進行方向に対し、自動車の注意喚起を促すため、自動車に対し 1 基の設置を基準とする。

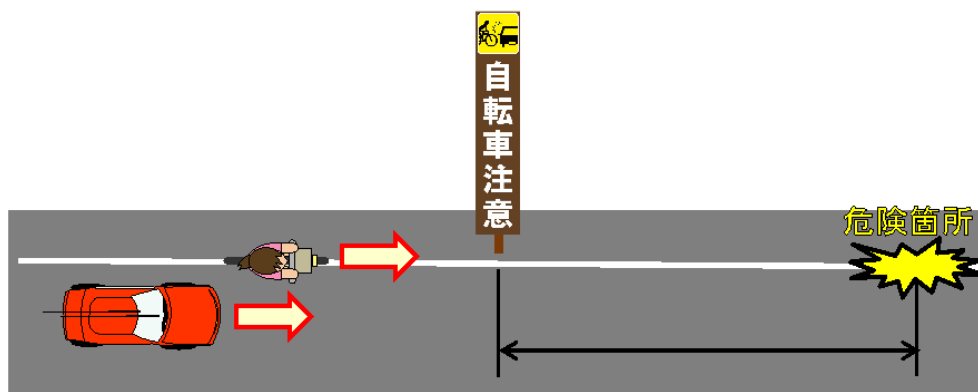


図- 4.19 単路部の設置イメージ



e) 設置位置

ア) 対自転車用注意喚起法定外標識の設置位置

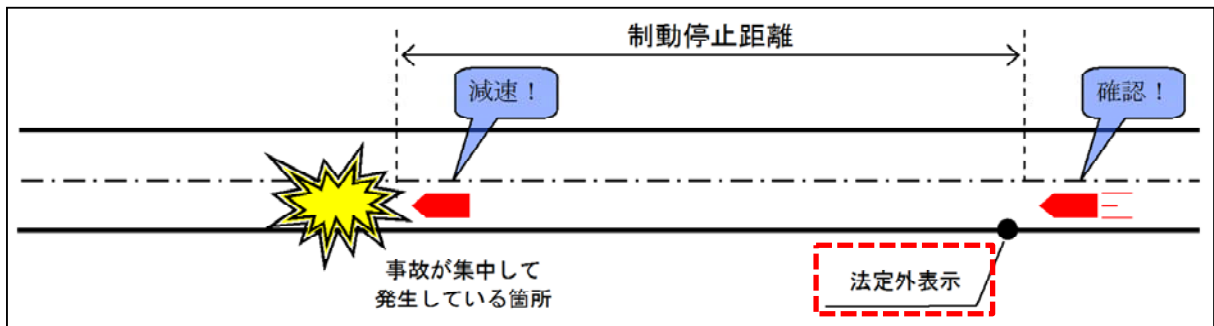
- 自転車に対する注意喚起法定外標識は、法定の警戒標識の設置基準に準じる。ただし、法定標識の設置基準では、30m～200mと定められているが、自転車の速度を踏まえ、危険箇所から30m離れたところに設置することが望ましい。

表- 4.3 法定内標識の設置基準

図柄	種類	番号	設置場所
	その他危険	215	車両又は路面電車の運転上注意の必要があると認められる箇所の手前30mから200mまでの地点における左側の路端 <small>設置位置の基準</small>

イ) 対自動車用注意喚起法定外標識の設置位置

- 自転車に対する注意喚起法定外標識は、自動車の制動停止距離を考慮し、安全に停止できる位置に設置することが望ましい。



※山梨県直轄国道で用いられる注意喚起法定外標識設置の考え方

図- 4.20 単路部の注意喚起法定外標識設置時の考え方

表- 4.4 設計速度と制動停止距離の関係

設計速度(単位km/h)	制動停止距離(単位m)
80	110
60	75
50	55
40	40

【出典：「自転車通行を考慮した交差点設計の手引き」】





## f) 設置形態

- 自転車利用者が自転車に対する標識であることを認識しやすいよう、注意喚起法定外標識の形状は、極力パネル型に統一する。ただし、狭幅員歩道など設置箇所の空間的制限によりパネル型の設置が困難な場合には、ボラード型を採用する。なお、ボラード型を設置する場合、歩行者の安全性を考慮し、ラバータイプを採用する。標識板サイズについてはそれに適合した仕様とする。
- 注意喚起法定外標識は、既存の道路付属物への添架による設置を基本とする。やむを得ない場合は、通常的基础式を設置する。なお、設置形態は、次頁に示した表を基準とし、沿道からの道路利用や道路管理上の支障とならないよう、個々設置箇所の状況を踏まえ決定する。





表- 4.5 設置形態

設置分類		設置形態	形状	設置イメージ
パネル型	自転車に対する標示であることを認識しやすいよう、パネル型を基本とする。	<p>【歩道および路側帯への設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 車道側建築限界を侵さず設置が可能</li> <li>● 歩道の有効幅員※を侵さず設置が可能</li> </ul> <p>※2m以上確保可能な場合を標準とする。</p> <div data-bbox="518 790 826 996" data-label="Diagram"> </div> <p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● パネルタイプ</li> </ul>	添架式(既存柱、柱等)	
			基礎式	
ボード型	空間の制限によりパネル型の設置が困難な場合に採用する。	<p>【歩道および路側帯への設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記の条件を満たさない場合</li> </ul> <p>【形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ラバータイプ(板・柱とも)安全性を考慮</li> </ul>	添架式(既存柱、柱等)	
			基礎式	



- 対自転車用の注意喚起法定外標識の設置高さは、パネル型にする場合、自転車からの視認性を考慮し、標識の上端を1.5mとする。
- ボラード型にする場合、ラバータイプの性質上、寄りかかり等の力に対し、ある程度の剛性を確保するため、標識の上端を1.2m程度とする。

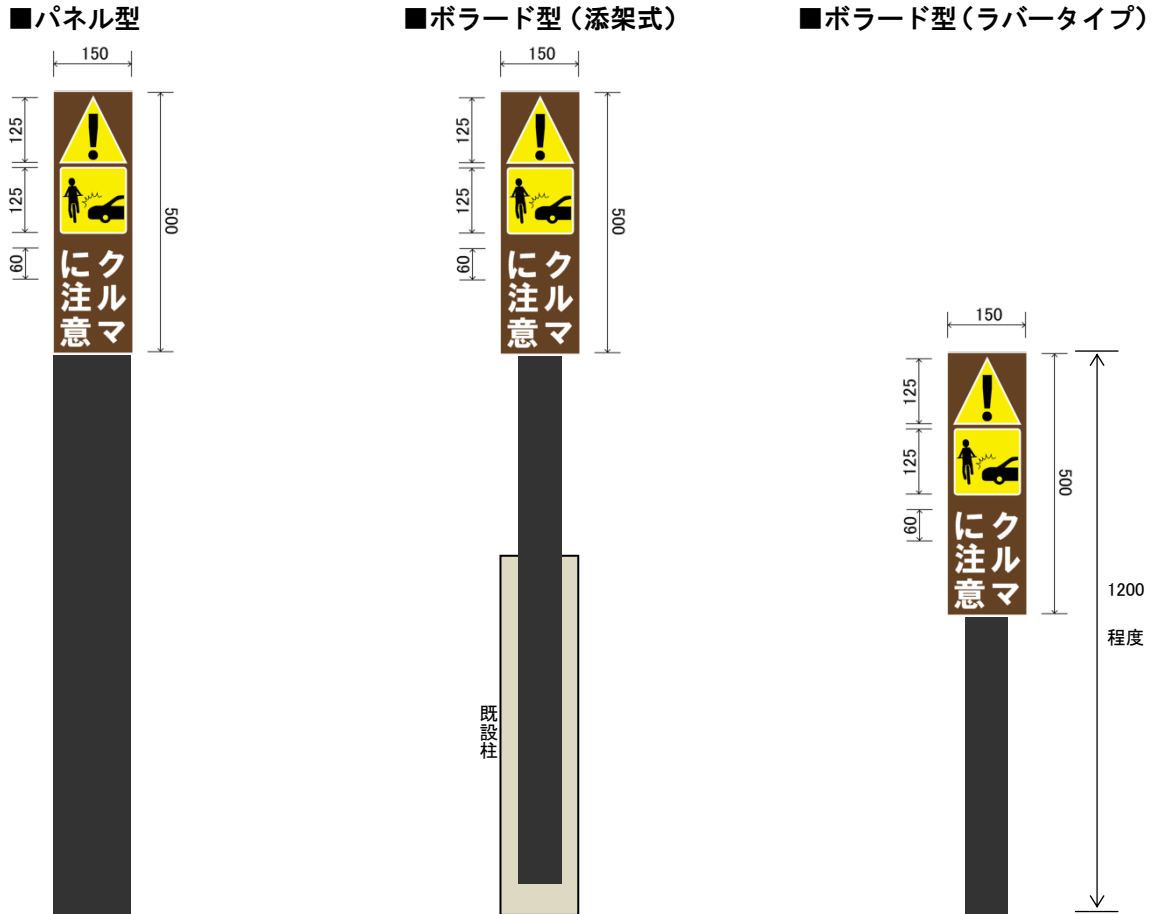
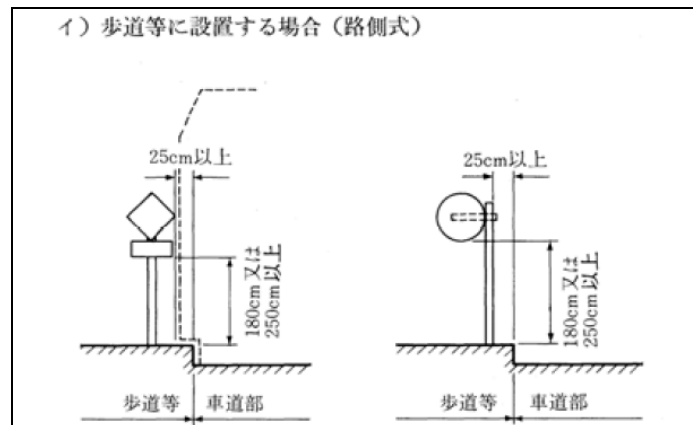


図- 4.21 注意喚起法定外標識の設置高さ

- 対自動車用の注意喚起法定外標識は、歩道設置を基本として以下に示した路側式を基本とする。



【出典：山梨県 土木工事設計マニュアル道路編Ⅰ（道路）】

図- 4.22 対自動車用の注意喚起法定外標識の設置方法